



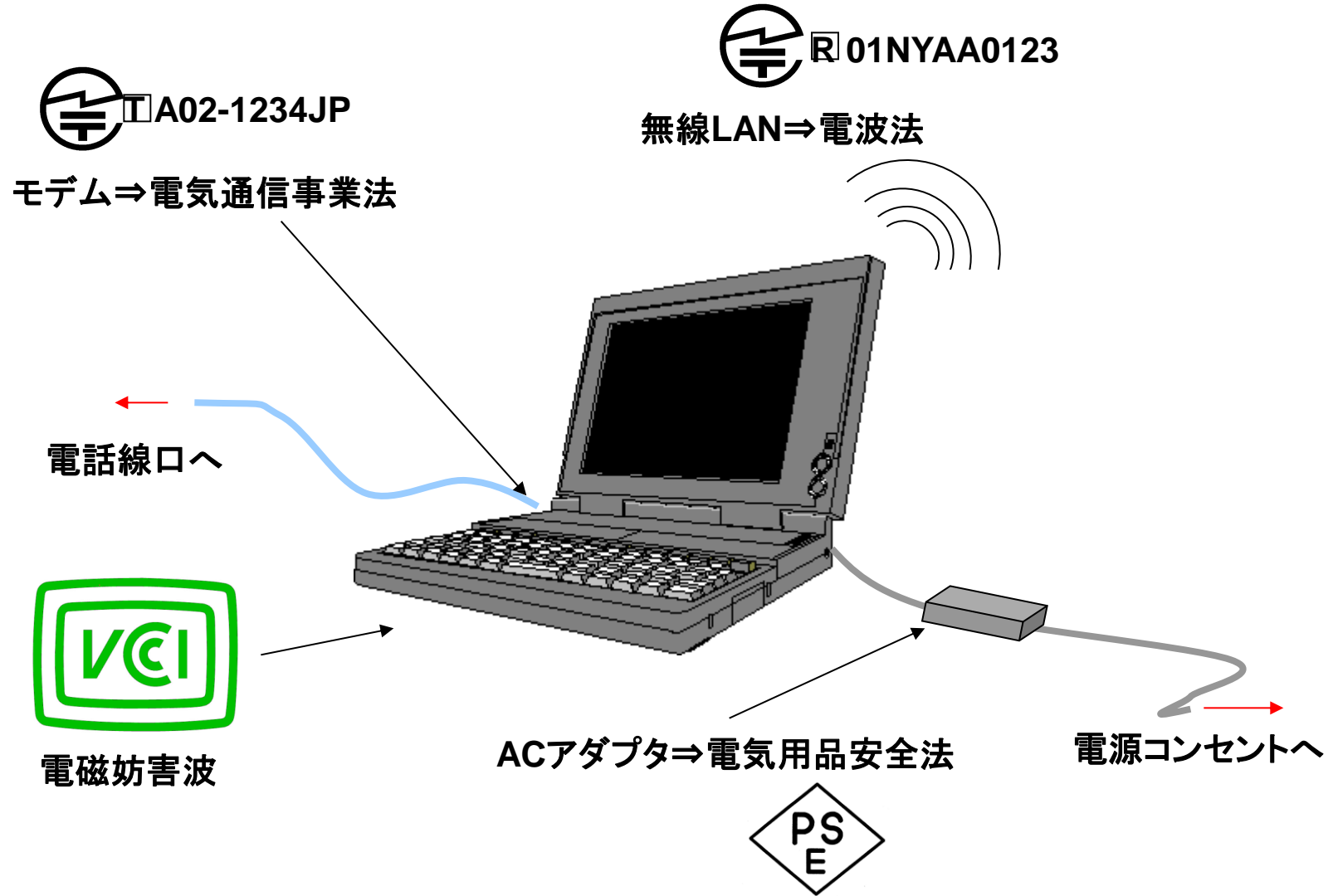
VCCIの紹介

2013年2月28日

一般財団法人 VCCI協会


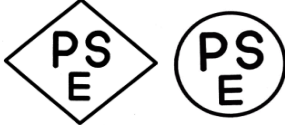
佐竹 省造

日本の規制マーク



日本の電磁波規制



	電磁放射 (エミッション)	電磁耐性
情報技術装置	<p>VCCI</p> <p>コンピュータ、パソコン、周辺装置、液晶など表示装置、入力装置など</p> 	工業会の規格
通信装置	<p>LAN関連機器、ファックス、モデムなど</p> <p>電波法</p> <p>無線通信機 携帯電話</p> 	
家電品等	<p>複写機</p> <p>電子レンジ</p> <p>電気用品安全法</p> 	

電磁妨害波規制の国際比較



	VCCI	電安法 (特定)	電安法 (特定以外)	欧州	米国 (PCなど)
規制	自主規制	法律	法律	法律	法律
技術基準	CISPR	日本独自規格 or CISPR	日本独自規格 or CISPR	CISPR	CISPR
適合性評価	自己確認	指定機関 適合性評価	自己確認	自己確認	自己確認
試験所要件	認定 又は登録	政府指定の 第三者機関	(特になし)	(特になし)	認定
適合確認手段	自己宣言	認証	自己宣言	自己宣言	自己宣言
適合表示	VCCIマーク	◇PSEマーク	○PSEマーク	CEマーク	FCCマーク

VCCIとは？



日本国内において、情報技術装置から発生する電磁妨害波を業界自主規制により抑止することを目的とした会員制団体である。

沿革

- 1985年に、国内情報技術関連工業会によって自主規制会員制団体として創立
- 2009年4月に、「一般財団法人 VCCI協会」として法人化

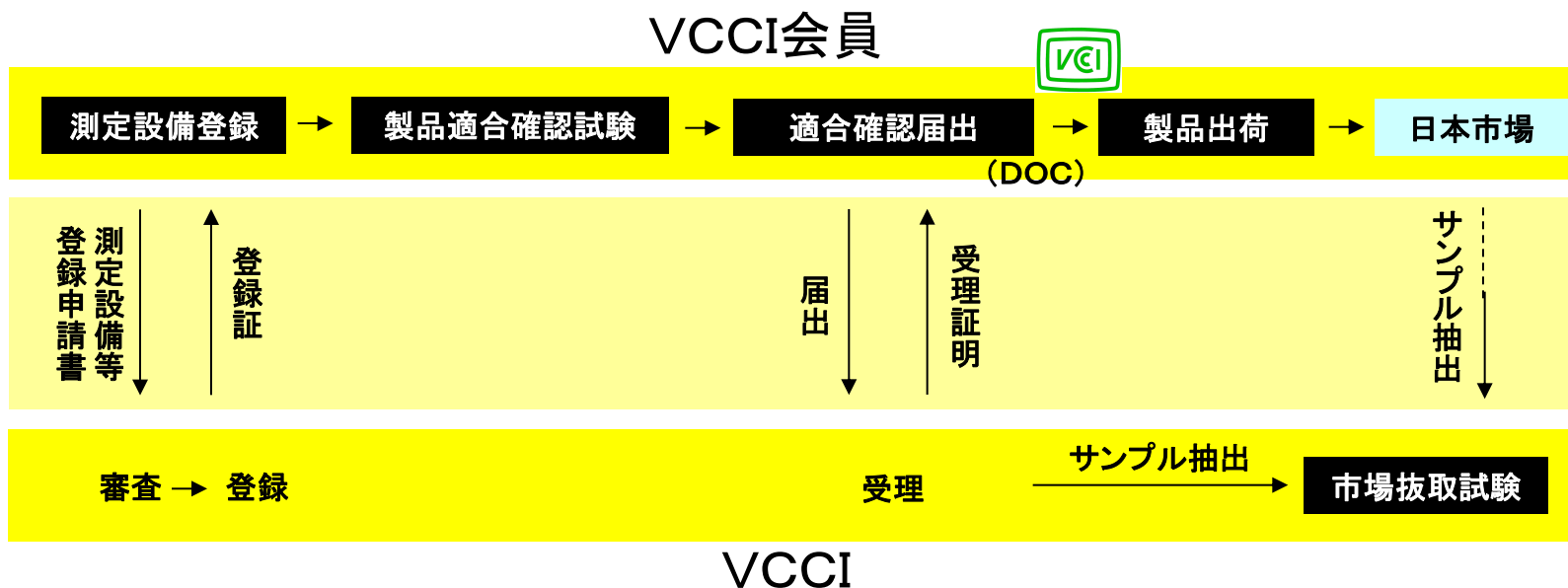
- **事業運営** **会員制**とし、会費収入で運営

- **VCCI活動の三本柱**
 1. 適合性評価を行う測定設備の**登録制度**
 - * 国際的に通用する技術的裏付け
 2. 会員は適合確認によりVCCIに届出し、**自己宣言**
 - * 会員による適切な適合性評価
 3. VCCIは自己宣言が適切に行われているか**市場監視**
 - * 公正な監視活動

VCCI適合の仕組み



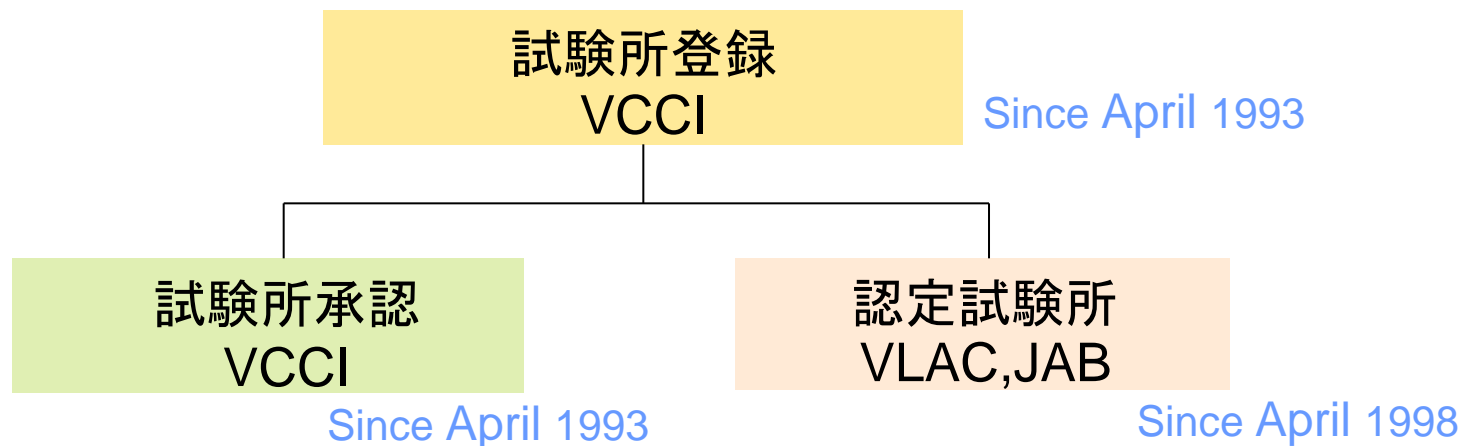
- 設備登録(VCCI審査、或いはVLAC試験所認定)がなされた試験所で、適合試験
- 出荷前に、適合確認した製品名をVCCIへ届け出
- VCCIマークを表示及び注意文言を取説などに記載し、出荷
- 市場採取試験要請に応える



試験所登録



- 適合確認試験をする試験所はVCCIの登録が必要
- 試験所登録方法
 1. VCCIの審査による承認
 2. VLAC/JABによる試験所認定
- 2007年4月から日米テレコムMRAの下での書簡交換により、NVLAP/A2LA/ACLASSによる認定試験所を追加



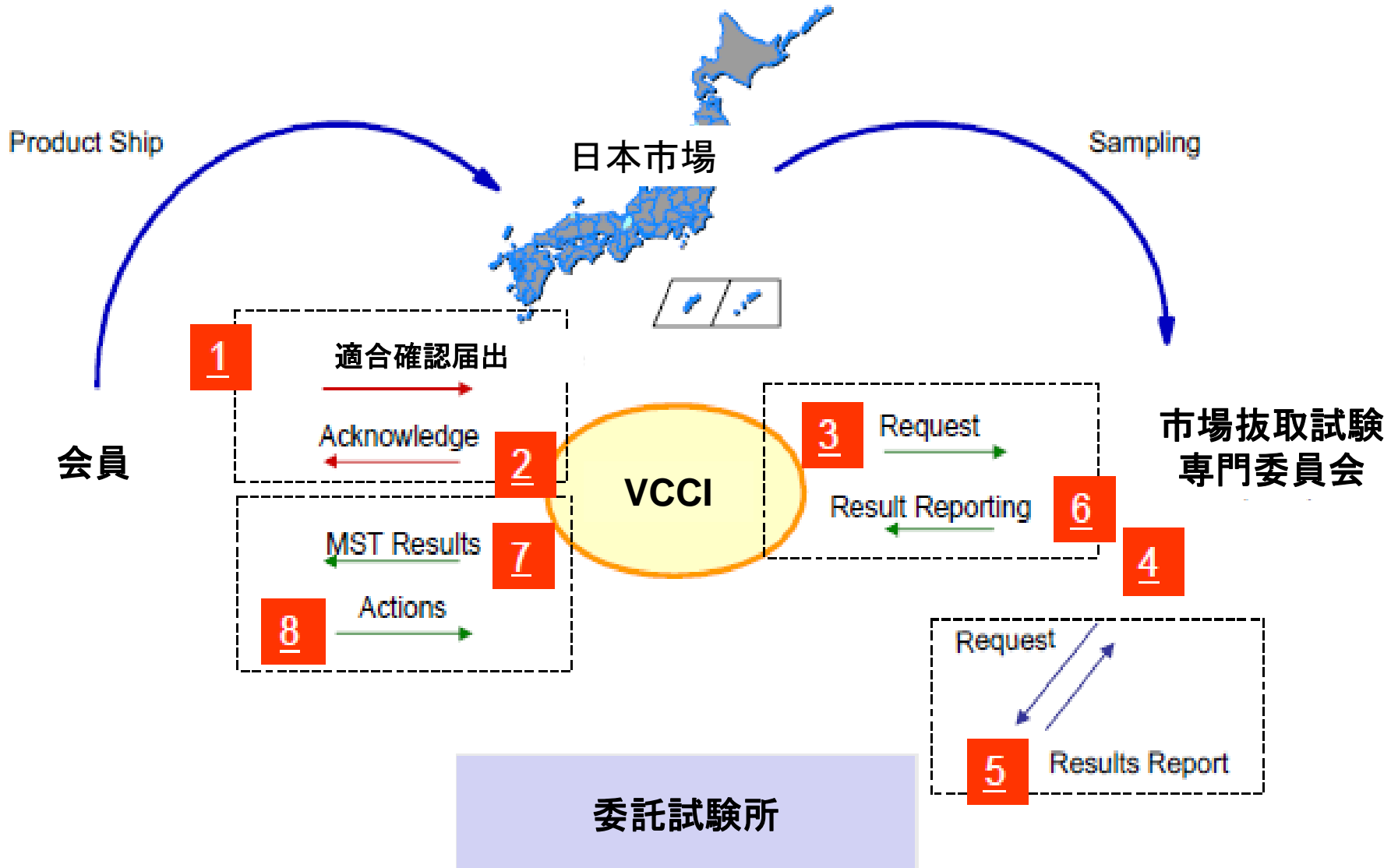
⇒ 試験所承認か認定試験所かは会員オプション

VLAC, JAB : 日本の認定機関

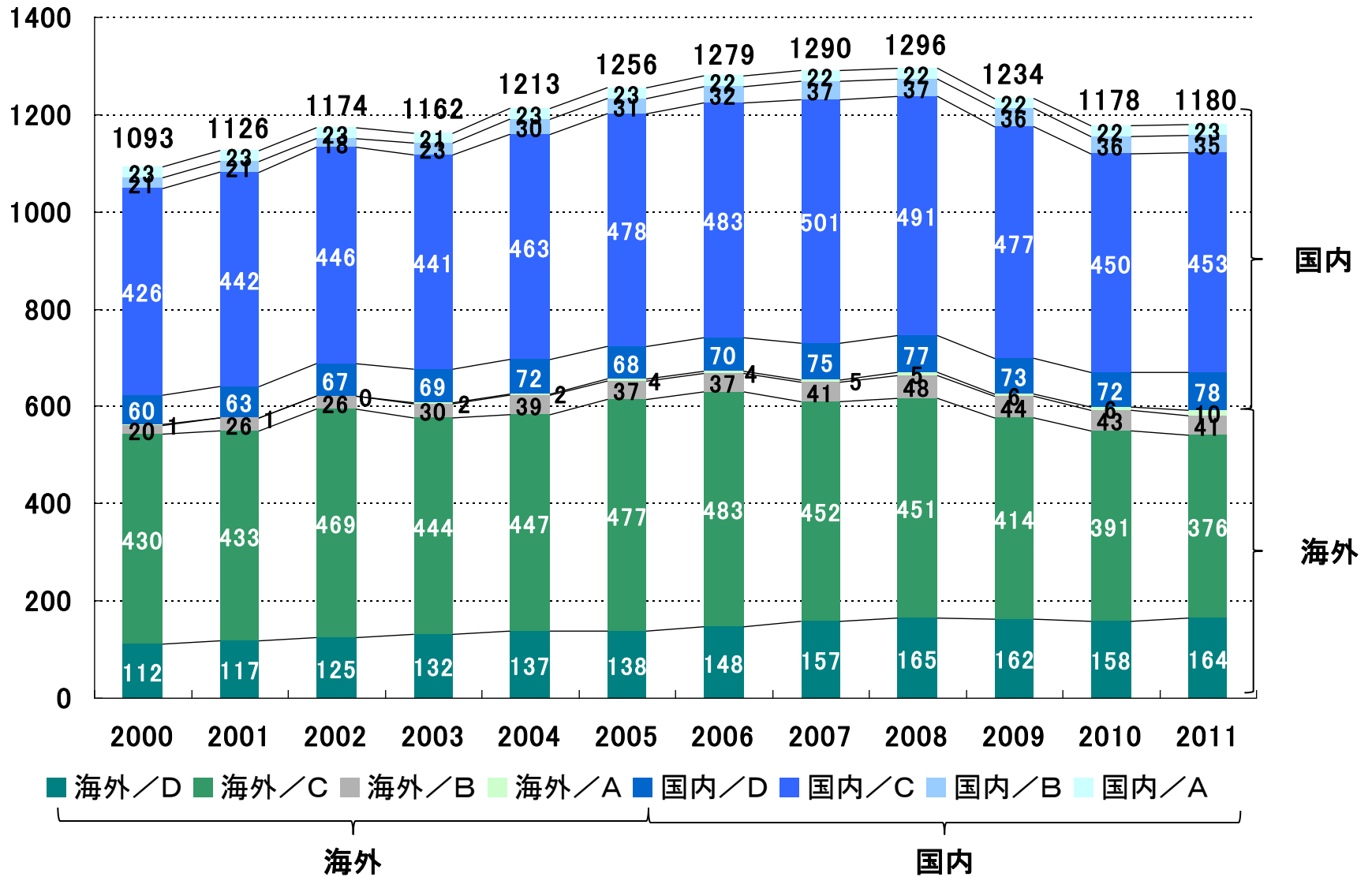
NVLAP, A2LA, ACLASS : アメリカの認定機関

MRA : 相互承認 (Mutual Recognition Agreement)

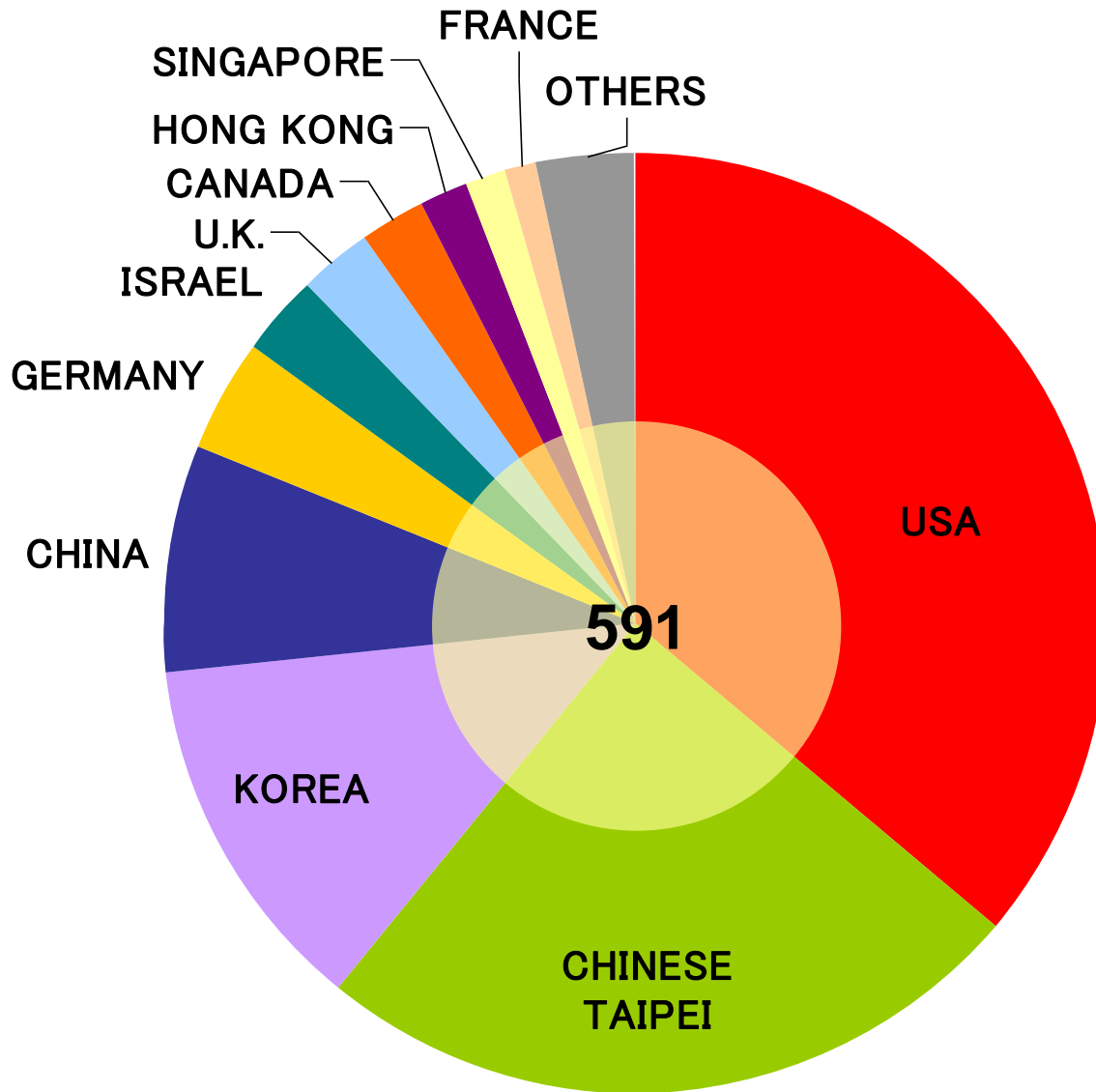
市場抜取試験



会員数の推移

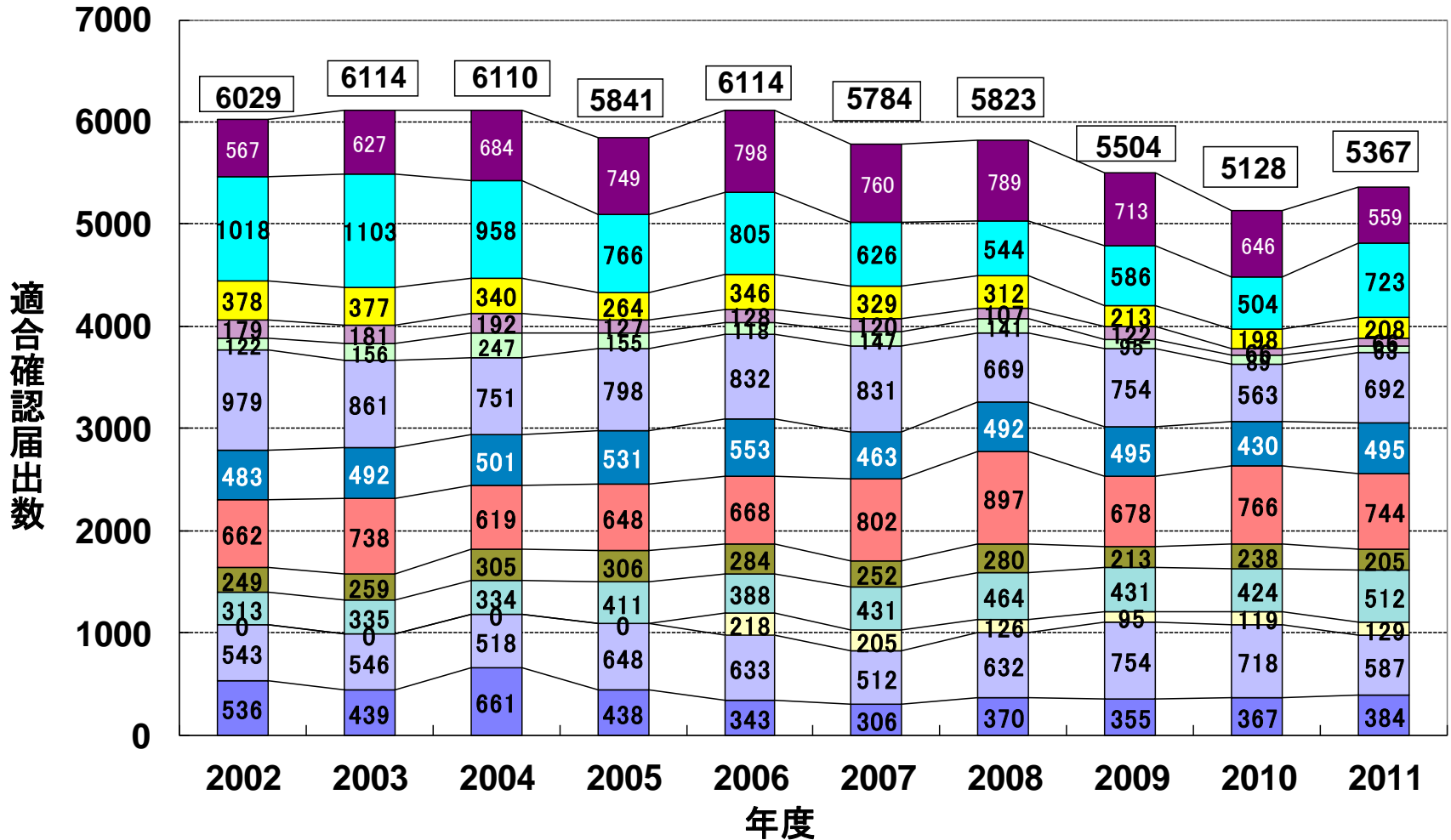


海外会員の構成

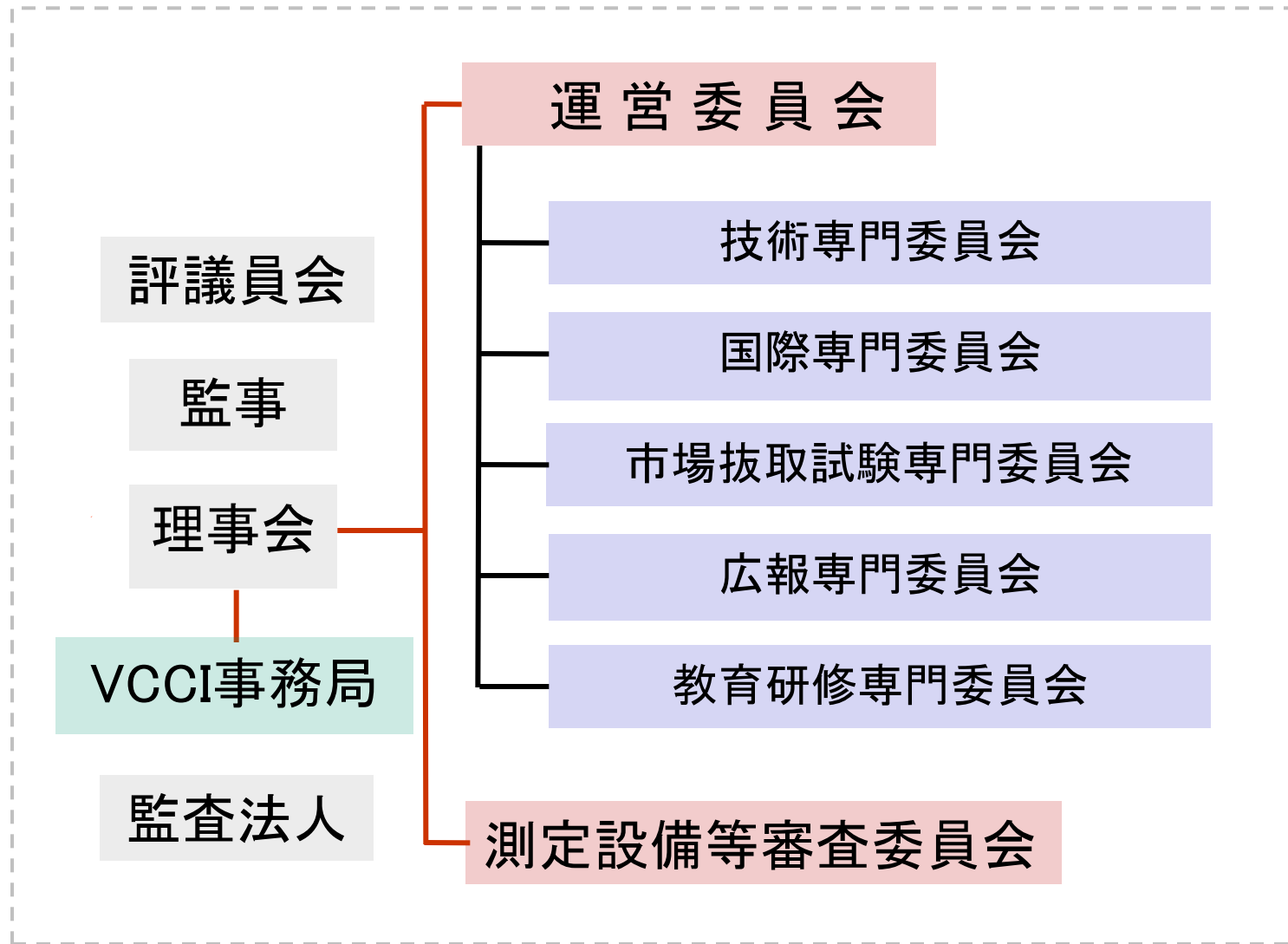


USA	214
CHINESE TAIPEI	146
KOREA	73
CHINA	46
GERMANY	24
ISRAEL	16
CANADA	13
U.K.	15
HONG KONG	10
SINGAPORE	7
FRANCE	8
OTHERS	19
Total	591

適合確認届出数の推移



組織（委員会体制）



技術専門SC（国際標準化に技術的検証による妥当性を早期に提案）

- VCCI規格の定期的改訂
- CISPR/I国際幹事、日本NCエキスパート、様々の規格案件の技術的分析・提案

国際専門SC（諸外国の規格規制動向調査、海外機関等との効果的交流）

- VCCIインターナショナルフォーラム(東京)
- VCCIワークショップ（海外）
- 海外規格動向のモニターとVCCIへ影響の影響分析

市場採取試験専門SC（自主規制枠組みの健全性確保）

- 出荷製品の採取試験計画実施（定期的市場採取試験）
- 適合状況を実際の市場で調査

広報専門SC（VCCI活動の周知および加入促進活動）

- VCCIホームページ/ 機関誌(だより) / Q&A
- シンポジウムなどにおける専用ブースの設置とVCCI活動紹介
- 日本国内工業技術センターにおけるVCCI活動紹介

教育研修専門SC（会員のVCCI測定技術スキル向上）

- 測定技術者基礎コース（初歩レベル）
- 測定技術者研修（実務レベル）
- アンテナ校正、サイト校正研修（専門技術者レベル）、通信ポート、1GHz超放射

VCCIを取り巻く環境



VCCI内での出来事

- (1985/12) VCCI 設立
- (1986/06) VCCI自主規制開始 (DoC)

- (1993/04) 試験所登録制開始

- (1999/04) VLAC 設立
試験所認定システム始動
- (2007/04) ITEに対する
日米相互『認定試験所』受入れ
- (2009/04) 一般財団法人 VCCI協会

世界の主なEMC規制の動き

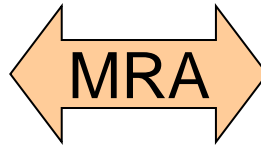
- (1979) 米国FCC 規制開始
- (1985) CISPR 22 発行

- (1996) 欧州EMC 指令開始 (DoC)
- (1996) 米国FCC 情報技術装置など開始 (DoC)
- (1997) Australia 規制開始(DoC)

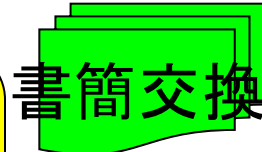
日米MRAの対象製品



電波法・
通信事業法の
対象機器



47CFR Part 11,15,21,22
47CFR Part 68



VCCI規程の
対象機器 (ITE)



47CFR Part 15 Subpart B
47CFR Part 18
(the items base on DOC)

日米書簡交換の概要

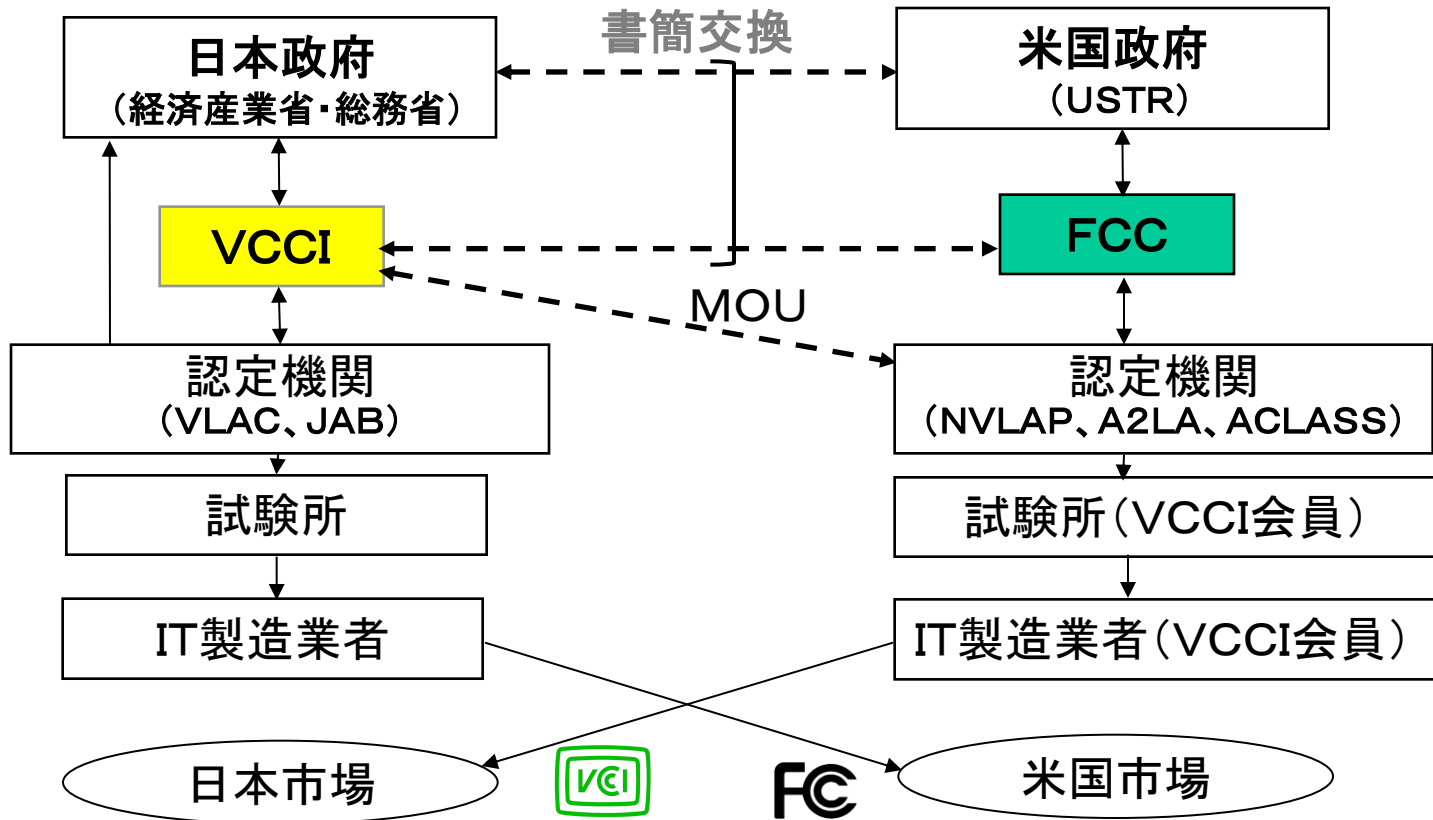


- 2007年2月、日米テレコムMRA締結
その一環として、日米政府間でITE等の妨害波に関する書簡交換を締結
- 日本からアメリカへ輸出するITE
FCCは、日本の認定機関が認定した試験所が発行した試験結果で自己宣言を認める。FCCマーク表示可。
- アメリカから日本へ輸出するITE
VCCIは、アメリカの認定機関が認定した試験所が発行した試験結果を受入れる。VCCIマーク表示可。
- 認定機関は、継続して試験所を監視する。

日米MRA



2007年4月より、日米間で相互に相手国認定試験所の結果の受入れを開始した。(MoU)



データ相互受入におけるポイント



- イコール・マーケット・アクセスを確保
アメリカが日本からのDoCを受入れるので、VCCIは
米国からのテスト結果の受入れを誠実に実行する
必要がある。
- 試験所認定のレベルが同等であること
両国の認定機関がAPLAC MRAに加盟することにより
同等性を確保

相互承認書簡交換のメリット



1. 試験所

- ①国内の認定機関による一度の認定試験で、VCCIと海外(FCCなど)の認定試験所となることができる。
- ②認定試験所となることにより、VCCI登録にあたり、登録期間が短縮できる(3ヶ月⇒1週間)。
- ③認定試験所となることにより、VCCI登録にあたり、測定データと登録料が不要になる。

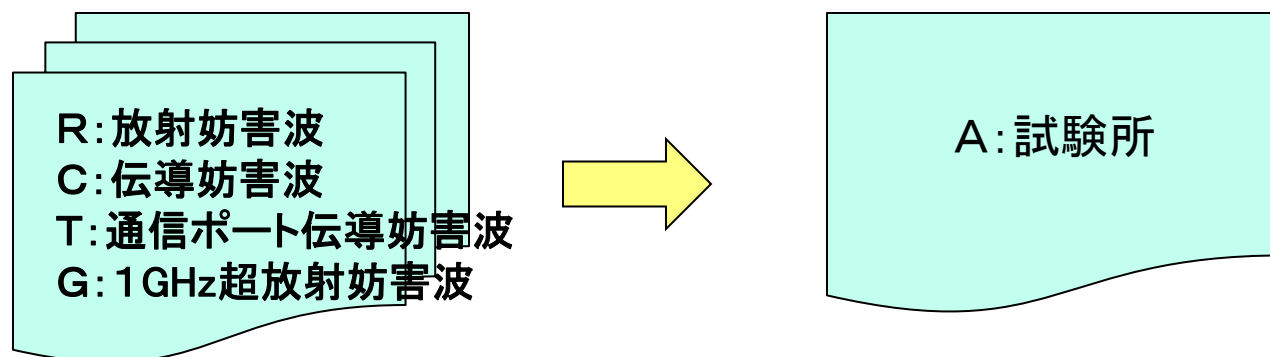
2. IT製造業者

- ①国内の認定試験所で、VCCIと海外(FCCなど)の適合確認試験ができる。
- ②問題が発生したとき、国内での対応ができる。

認定試験所の登録



- MRA要件を満たす認定機関により認定された試験所は審査不要で測定設備登録
- 設備登録制度第15条に基づいて2012年4月1日以降に登録または更新する測定設備については、一つの認定証にある認定範囲は一括りで一つの登録番号を付与



- 設備登録制度第15条による認定試験所の登録は、2012年7月よりWebで登録が可能

認定試験所の登録数



		2012年3月31日	2012年12月31日現在
国内	設備数	303	192
	試験所数	—	34
海外	設備数	469	170
	試験所数	—	74

- 認定試験所登録移行は順調に推移
Web登録は設備登録が容易になったと評判
2014年3月には、認定試験所は試験所登録に全て移行予定
- 1試験所に平均して3～4設備が備わっている。

国際フォーラム



日時 : 2013年3月1日(金) 10:30~16:50

会場 : 国連大学3階 ウ・タント国際会議場

参加費: 無料

1.	Development in EU regarding EMC	Mr. Jan Coenraads, EU
2.	Development in the EU regarding R&TTE Directive	Mr. Jose Prats, EU
3.	Introduction to Customs Union Customs Union Technical Regulation	Mr. Sergey Smirnov, Russia
4.	EMC Legislation and Standardization in Israel	Mr. Elya B. Josse, Israel
5.	Conformity Assessment System of Communication Equipment's	Mr. Choi Namho, Korea

資料は下記URLからダウンロード願います。

<http://www.vcci.jp/event/forum2013/materials.html>

1. VCCIは、日本で情報機器(ITE)からの妨害波を自主規制する団体であり、会員制で運営している。
2. VCCIは1985年に設立し、2009年4月から一般財団法人VCCI協会となった。
3. VCCIの会員は約1200社で、国内・海外企業でほぼ半々である。
4. 2007年2月に日米テレコムMRAに基づく書簡を交換により認定試験所のデータをお互いに受入れ
5. 認定試験所の登録は順調に推移
 - 日本 : 192設備 + 34試験所
 - アメリカ : 170設備 + 74試験所